

毎週火、金曜日発行(但休日発行は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示 定例県議会で議決された予算の繰越使用に関する件
定例県議会で議決された昭和三十九年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第二百五十九号

昭和三十九年二月定例県議会で三月二十六日議決された予算の繰越使用に関する件は、次のとおりである。

昭和三十九年四月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

予算の繰越使用に関する件

昭和38年度鳥取県歳出予算及び昭和38年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳出予算のうち次のとおり昭和39年度に繰越使用とするものとする。

款	項	科	目	繰越使用する限度額 千円
4		土木費		78,183
1		道路橋梁費		10,500
7		都市計画費		63,351
		建築費		4,332
6		社会及労働施設費		76,051
2		社会福祉費		14,034
4		婦人児童福祉費		47,454
8		職業安定費		14,563
8		産業経済費		8,171
6		畜産業費		5,081
8		観光事業費		3,090
9		財産費		5,810
1		財産管理費		5,810

合計

168,215

昭和38年度特別会計

中小企業振興資金助成事業費歳出予算

款	項	科	目	繰越使用する限度額 千円
1		中小企業振興資金	助成事業費	5,800
1		中小企業振興資金	助成事業費	5,800

鳥取県告示第二百六十号

昭和三十九年二月定例県議会で三月二十六日議決された昭和三十九年度鳥取県一般会計予算、昭和三十九年度鳥取県営印刷事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県営管林事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県立学校実習特別会計予算、昭和三十九年度鳥取県電気事業会計予算、昭和三十九年度鳥取県工業用水道事業会計予算、昭和三十九年度鳥取県理立事業会計予算、昭和三十九年度鳥取県病院事業会計予算、昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計財政調整積立金歳入歳出追加予算、昭和

三十八年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加更正予算

昭和三十八年度特別会計用品調達事業費歳入歳出追加予算、昭和三十八年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計県立厚生病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計県立大山観光会館事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計県営管林事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計県管境港水産施設事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度鳥取県電気事業会計追加予算及び昭和三十八年度鳥取県工業用水道事業会計追加予算並びに昭和三十八年十二月二十三日専決の昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十九年四月三十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

昭和39年度鳥取県一般会計予算

昭和39年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

18,480,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第

1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起す

ことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

00484

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円	地方交付税	金額
1 県	1 道府県民税	343,159	1 地方交付税	6,750,044
	2 事業税	546,189	1 分担金	254,098
	3 不動産取得税	52,240	2 負担金	48,270
	4 道府県たばこ消費税	178,038	1 使用料	205,828
	5 娯楽施設利用税	13,058	2 手数料	480,986
	6 料理飲食等消費税	262,131	1 使用料	328,800
	7 自動車税	130,584	2 手数料	152,186
	8 鉱区税	5,224	1 国庫負担金	6,316,362
	9 狩猟免許税	1,796	2 国庫補助金	2,773,700
	10 固定資産税	25,618	3 委託金	3,391,314
	11 軽油引取税	246,401	1 財産運用収入	450,850
	12 入猟税	1,936	2 財産売却収入	40,100
	13 旧法による税	6	1 寄附金	410,750
2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	520,055	1 寄附金	122,862
		520,055	1 基金繰入金	122,862
			9 繰入金	271,144
			1 基金繰入金	271,144

款	項	金額 千円	2 總務費	金額 千円			
10 繰入金	1 繰越金	30,000	1 總務管理費	909,524			
	11 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1,143,219	2 企画費	639,118		
		2 県預金利子	30,000	3 徴税費	22,968		
		3 公營企業貸付金元利収入	58,458	4 市町村振興費	150,754		
	12 県債	4 貸付金元利収入	877,438	5 選挙費	21,976		
		5 受託事業収入	123,467	6 防災費	8,822		
		6 収益事業収入	4,300	7 統計調査費	7,125		
		歳入合計	7 雑入	38,556	8 人事委員会費	33,929	
			歳出	1 県債	334,000	9 監査委員費	12,993
				4 衛生費	354,000	1 社会福祉費	11,835
歳入合計			18,480,000	2 児童福祉費	1,044,198		
	96,044	3 生活保護費	200,591				
歳入合計	96,044	4 災害救助費	315,519				
	96,044	1 公衆衛生費	525,798				
歳入合計	96,044	2 環境衛生費	2,290				
	96,044	3 保健所費	724,294				
1 議 会 費	1 議 会 費	96,044	1 公衆衛生費	452,851			
			2 環境衛生費	18,725			
			3 保健所費	150,629			

款	項	金額 千円	2 道路橋りよ費	金額 千円
5 労働費	4 医療費	102,089	3 河川海岸費	982,241
	1 労政費	171,771	4 港湾費	211,021
	2 職業訓練費	35,049	5 都市計画費	248,954
	3 失業対策費	53,555	6 住宅費	234,464
6 農林水産業費	4 労働委員会費	68,666	1 警察管理費	885,781
	1 農業費	14,501	2 警察活動費	811,781
	2 畜産業費	2,661,594	1 警察管理費	74,000
	3 農地業費	932,572	2 警察活動費	5,808,898
	4 林業業費	253,345	1 教育総務費	444,504
7 商工費	5 水産業費	709,855	2 小学校費	2,054,362
	1 商業費	628,777	3 中学校費	1,206,998
	2 工業業費	137,045	4 高等学校費	1,923,924
	3 観光費	1,001,703	5 特殊学校費	130,689
	1 商業費	733,346	6 社会教育費	23,629
8 土木費	2 工業業費	210,697	7 保健体育費	24,792
	3 観光費	57,660	1 災害復旧費	567,128
	1 土木管理費	3,792,348	1 農林水産施設災害復旧費	271,152
		106,175	2 土木施設災害復旧費	295,976

00487

款	項	金額	千円		
12	公債費	762,113			
13	諸支出金	24,607			
14	予備費	30,000			
	歳出合計	18,480,000			
第2表 継続費					
款	項	事業名	総額	年度	年割額
2	総務費	総合事務	179,800	39	45,000
		1 総務費			
		12 別建設費			
				40	134,800

株式会社 日本勧業銀行
取締役頭取 中村一策

2 事務取扱手数料の限度額の基準
昭和38年度に発行する
境水産高校実習船建造事業債65,000千円の元金償還額及び利子支払額の合計額の $\frac{2}{1,000}$

警察官待機宿舎建設事業債の元利金支払事務取扱手数料
昭和39年度から昭和63年度まで 69

1 事務取扱手数料支払契約の相手方
株式会社 日本勧業銀行
取締役頭取 中村一策

2 事務取扱手数料の限度額の基準
昭和38年度に発行する

第3表 債務負担行為

事	項	期	間	限度額
境水産高校実習船建造事業債		昭和39年度から		千円 216
の元利金支払事務取扱手数料		昭和53年度まで		
1 事務取扱手数料支払契約の相手方				

00488

(第3種郵便物)

事	項	期	間	限度額
警察官待機宿舎建設事業債15,000千円の元金償還額及び利子支払額の合計額の $\frac{2}{1,000}$		昭和39年度から		千円 936
1 貸付の対象		昭和41年度まで		
看護職員養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者				
2 貸付の方法				
貸付決定の月から卒業する月まで				
保母修学資金貸付金		昭和39年度から		576
1 貸付の対象		昭和40年度まで		
保母養成所に在学する者で、将来県内の児童福				

社施設等において児童の保護に直接従事しようとする者

2 貸付の方法
貸付決定の月から卒業する月まで

昭和39年度農業近代化資金利子補給
1 融資取扱期間
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで

2 取扱金融機関
農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行(相互銀行を含む)及び信用金庫

3 貸付の相手方
農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会及び

昭和39年度から 融資総額890,000千円以内とし
昭和53年度まで
とし知事が別に
て各年度の融資
残高に対し別表
に掲げるそれぞ
れの割合に相当
する金額の利子
補給

00489

事項 項 期 間 限度額

これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人

貸付の種類	期 間	限度額
農業近代化資金第2条第4号の資	年3分	年1分
同上施行令第2条の資	年4分	年3分
同上施行令第5号の資	年4分	年4分
同上施行令第2条の資	年4分5厘	年3分5厘
農業近代化資金第2条第4号の資	年3分	年1分
同上施行令第2条の資	年4分	年3分
同上施行令第5号の資	年4分	年4分
同上施行令第2条の資	年4分5厘	年3分5厘

昭和39年度移出者主産地育成補助

1 指定品目にじんじん、ほうれん草、ピーマン

2 補助の基準
移出先市場において、その週間平均価格が知事が定める基準価格以下に値下りしたとき、市場価格と基準価格との差額の $\frac{2}{3}$ を鳥取県経済農業協同組合連合会が指定地域内の農業者に対して補償した場合、その補償額の $\frac{1}{2}$ 以内を補助する

昭和39年度水産振興資金利子補給
1 融資取扱期間

昭和39年度から 融資総額20,240千円以内として
昭和43年度まで 各年度の融資残

00490

事項 項 期 間 限度額

昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで

2 取扱金融機関
農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会その他知事が指定する金融機関

3 貸付の相手方及び融資対象
漁業協同組合及び漁業者に融資する漁業用漁船資金、漁業用漁具資金、漁業用機器資金、水産施設資金

教職員住宅賃借料
1 賃貸借契約者
賃貸人 公立学校共済組合 理事長 田中 義男
代理人 公立学校共済組合 鳥取支部長 西本 真一

昭和40年度から 当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額34,072千円並びに同物件にかかる公租公課

貸借人 鳥取県知事

石 破 二 朗

2 賃借物件
昭和39年度に公立学校共済組合が米子市三柳に建設する教職員住宅(2戸(1戸標準建坪15.5坪)及び土地500坪)

警察職員住宅賃借料
1 賃貸借契約者
賃貸人 警察共済組合 本部長 岡 篤
代理人 警察共済組合鳥取県支部長 丹 広 胖
賃借人 鳥取県知事

石 破 二 朗

2 賃借物件
昭和39年度に警察共済組合が県下警察署所在地に建設する職員住宅(6戸(1戸当り標準建坪16坪)及び土地

昭和39年度から 当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額45,074千円並びに公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額

及び災害補てん引当金に相当する金額の合計額

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
総合事務所 建設費	20,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとす。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、じ後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により償還年数及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいは償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えすることとする。
治山費	19,000	同上	同上	同上
砂防費	31,000	同上	同上	同上

直轄河川海岸事業費負担金	94,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、じ後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により償還年数及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいは償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借替えすることとする。
住宅建設費	15,000	同上	同上	同上
警察施設費	30,000	同上	同上	同上
高等学館整備費	58,000	同上	同上	同上
建設災害復旧木施設費	47,000	同上	同上	同上
土善復旧費	20,000	同上	同上	同上

起債の目的 限度額
千円 起債の方法 利率 償還の方法
計 324,000

昭和39年度鳥取県営印刷事業特別会計予算
昭和39年度鳥取県の県営印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算 第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額 千円
1 印刷事業収入	1 印刷事業収入	14,181
2 財産収入	1 財産売却収入	1
3 繰越金		1,666

諸収入	雑収入	繰越金
4 諸収入	1 雑収入	1,666
歳入合計	歳出	15,849
款	項	金額 千円
1 印刷事業費	1 印刷事業費	14,523
2 予備費	1 予備費	1,326
歳出合計		15,849

昭和39年度鳥取県用品調達等集中管理
事業特別会計予算

昭和39年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1 事業収入	1 用品調達事業収入	32,199
	2 自動車管理事業収入	3,610
	3 集中管理事業収入	49,280
2 財産収入	1 財産売却収入	850
3 繰入金	1 一般会計繰入金	2,440
4 繰越金	1 繰越金	2,866
5 諸収入	1 雑収入	1
歳入合計	歳出	91,246

款	項	金額 千円
1 事業費	1 用品調達事業費	32,200
	2 自動車管理事業費	6,900
	3 集中管理事業費	49,280
2 予備費	1 予備費	2,866
歳出合計		91,246

昭和39年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和39年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1 証紙収入	1 証紙収入	129,072
2 繰入金	1 繰入金	4,000
歳入合計	歳出	133,072
款 <th>項</th> <th>金額 千円</th>	項	金額 千円
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	125,200
2 収入証紙売りさばき費	1 収入証紙売りさばき費	3,872
3 諸支出金	1 償還金	1
4 予備費	1 予備費	3,999
歳出合計		133,072

昭和39年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和39年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,534千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	9,400
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,200

款	項	金額 千円
繰越金	繰越金	1
繰越収入	1 繰越金	9,935
諸収入	1 貸付金元利収入	9,875
	2 雑収入	60
歳入合計		24,534
歳入合計	歳出	
	1 母子福祉資金貸付事業費	24,534
	1 母子福祉資金貸付事業費	24,534
歳出合計		24,534

起債目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還方法
母子福祉資金貸付金	9,400	政府の定める方法	無利子	母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和27年法律第350号)第13条第2項に定める方法)

第1表 歳入歳出予算	第2表 地方債
歳入	地方債
項目	項目
金額 千円	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫支出金
51,800	51,800

昭和39年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,100千円と定める。
 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (地方債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

款	項	金額 千円
繰越金	繰越金	1
繰越収入	1 国庫補助金	25,700
諸収入	2 国庫貸付金	26,100
	1 一般会計繰入金	51,800
歳入合計		100
歳入合計	歳出	
	1 貸付金元利収入	25,400
	1 繰越金	100
歳出合計		129,100

起債目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業近代化資金貸付金	26,100	政府の定める方法	無利子	中小企業近代化資金助成法施行令(昭和31年政令第152号)第4条に定める方法

第1表 歳入歳出予算	第2表 地方債
歳入	地方債
項目	項目
金額 千円	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫支出金
51,800	51,800

昭和39年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,672千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

00497

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	11,875
2	財産収入	2,613
3	繰入金	7,157
4	諸収入	27
歳入合計		21,672
1	大山観光会館 事業費	21,672
歳出合計		21,672
昭和39年度鳥取県農業改良資金 助成事業特別会計予算		
昭和39年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予		

算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,398千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1	国庫支出金	30,132
2	繰入金	17,432
3	繰越金	17,432
4	諸収入	16,833
歳入合計		64,398
1	財産売却収入	36,348
2	繰入金	51,067
3	諸収入	6,073
歳入合計		93,488
1	職員費	9,355
2	造林事業費	38,398
3	保育事業費	42,745
4	処分事業費	2,426
5	公有林野分収 造林事業費	364
歳出合計		93,488

00498

款	項	金額 千円
1	農業改良資金 貸付事業費	64,398
歳出合計		64,398
昭和39年度鳥取県営林事業特別会計予算		
昭和39年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,488千円と定める。		
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算		
1	財産収入	36,348

昭和39年度鳥取県営林事業特別会計の予

款	項	金額 千円
1	県営林事業費	93,488
歳入合計		93,488
昭和39年度鳥取県営林事業特別会計の予		
事業特別会計予算		
昭和39年度鳥取県の県営林事業特別会計の予		

算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金	額
			千円
1	使用料及び手数料	使用料	16,304
2	繰越金	繰越金	1
3	諸収入	雑収入	372
	歳入合計		16,677
1	事業費	事業費	6,416

1	事業費	6,416
2	公債費	9,951
3	予備費	310
	歳出合計	16,677

昭和39年度鳥取県立学校実習特別会計予算

昭和39年度鳥取県の県立学校実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金	額
			千円
1	財産収入	財産収入	48,161

款	項	金	額
			千円
1	財産売却収入	財産売却収入	48,161
2	繰越金	繰越金	2,500
3	諸収入	雑収入	606
	歳入合計		51,267

款	項	金	額
			千円
1	県立学校実習費	県立学校実習費	20,467
2	水産実習船運費	水産実習船運費	30,800
	歳出合計		51,267

昭和39年度鳥取県電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和39年度電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと

定める。

収	入
第1款 電気事業収益	316,236千円
第1項 営業収益	313,226千円
第2項 営業外収益	3,010千円

支	出
第1款 電気事業費	291,890千円
第1項 営業費用	144,184千円
第2項 営業外費用	147,506千円
第3項 予備費	200千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,620千円は当年度分損益勘定留保資金63,423千円、繰越利益剰余金処分額26,000千円及び過年度分損益勘定留保資金8,197千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	67,011千円

00501

第1項 企業債	67,000千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 建設収入	10千円
支	出
第1款 資本的支出	164,631千円
第1項 建設改良費	21,139千円
第2項 企業債償還金	136,510千円
第3項 出資金及び貸付金	200千円
第4項 他会計への長期貸付金	6,582千円
第5項 予備費	200千円
(企業債)	

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
発電事業費に充当	15,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することできる。	10以内	借入年度から2年ずえ置き、じ後28年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他都合によりずえ置き及び償還を短縮し又は延長し得る。その償還期間中といえども償還年限を短縮し延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

00502

なげればならない。	
(1) 職員給与費	46,288千円
(2) 交際費	570千円
(利益剰余金の処分)	
第7条 繰越利益剰余金のうち26,000千円は、次のとおり処分するものと定める。	
(1) 減債積立金 (たな卸資産購入限度額)	26,000千円
第8条 たな卸資産の購入限度額は1,000千円と定める。	
昭和三十九年度鳥取県工業用水道事業会計予算 (総則)	
第1条 昭和三十九年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
(資本的収入及び支出)	
第2条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
第1款 資本的収入	207,010千円

第1項 企業債	第2項 他会計からの長期借入金	第3項 建設助成金	第4項 建設収入	支 出
第1款 資本的支出				207,010千円
第1項 建設改良費				207,010千円
(企業債)				
第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
工業用水道事業費に充当	156,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することできる。	100以内	借入年度から5年ずえ置き、じ後28年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他都合によりずえ置き及び償還を短縮し又は延長し得る。その償還期間中といえども償還年限を短縮し延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、156,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,416千円
 (たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和39年度鳥取県埋立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和39年度埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 資本的収入	第1款 資本的支出
第1項 企業債	第1項 建設改良費
第2項 他会計からの長期借入金	第2項 企業債償還金
第3項 建設収入	
134,199千円	134,199千円
110,000千円	129,674千円
24,189千円	4,525千円
10千円	

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
埋立事業費に充当	110,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。事業又は県財政の都合により起	10以内	借入年度から2年すえ置き、じ後8年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

債額の全部又は一部を翌年度に繰延べ起債することができる。

年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中といえども償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、110,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,217千円
 (たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和39年度鳥取県病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和39年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 病院事業収益	第1款 病院事業費用
第1項 業収益	第1項 医業費用
第2項 業外収益	第2項 医業外費用
第3項 看護婦養成所収益	第3項 看護婦養成所費用
440,066千円	440,066千円
423,718千円	394,744千円
7,192千円	36,166千円
9,156千円	9,156千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,002千円は、当年度分損益勘定留保資金21,002千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入	63,408千円	
第1項	企業債	43,000千円	
第2項	出資金	17,864千円	
第3項	固定資産売却代金	113千円	
第4項	買貸料	2,431千円	
支		出	
第1款	資本的支出	84,410千円	
第1項	建設改良費	64,665千円	
第2項	企業債償還金	17,314千円	
第3項	貸付固定資産償還金	2,431千円	
(特例的収入及び支出)			
第4条	地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収入		

及び未払金の金額は、それぞれ71,255千円及び15,600千円の範囲内とする。

(企業債)
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
建設改良資金	43,000	債券発行又は普通貸借の方法により資金運用部、その他より借入れるものとする。ただし、債券発行の種類様式及び償還に関する細目その他は知事の定めるところによる。	年10以内	借入年度から1年ずえ置き、以後24年間で償還するものとする。 (償還金は借入先と協定するものとする。)
		ただし、病院事業経営を置き及び償還年を置き短縮する旨を置き又はは期間中といえども償還年線を償還を行ない若しくは借換えを行なうことができる。		

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は145,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

補助の目的	補助金額
1 看護編養成所運営費にあてるため	8,832千円
2 支払繰延への費用にあてるため	378千円
3 借上げ病床の賃借料の一部にあてるため	230千円
(たな卸資産購入限度額)	
第9条 たな卸資産の購入限度額は、150,000千円と定	

める。

昭和38年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款	項	科	歳入	今回追加(更正)	予算額 千円
4	1	公企業及財産収入	財産収入		40
5	1	分担金及負担金	負担金		50
6	1	使用料及手数料	手数料		639
7	2	国庫支出金	国庫負担金	△	46,515
			国庫補助金	△	12
			委託金	△	38,101
			寄附金	△	8,426
			寄入金	△	16
			特別会計繰入金	△	5,892
			雑収入		454

00507

款	項	科	目	今回追加(更正) 予算額 千円	4	5	6	7	8	5	10	14	6	1	2	3	4	5	6	7	8	7	2
	2	債	還金	1,300																			
	4	物品	売却代金	5,779																			
	5	雑	入	4,935																			
	歳入	合計		39,456																			
	1	議	会費	—																			
	1	県	庁費	13,282																			
	2	員	費	14,361																			
	1	人	事委員会費	—																			
	3	東	京事務所費	531																			
	4	諸		548																			
	5	警	察消防費	—																			
	3	警	察職員費	—																			
	2	土	道橋梁費	1,270																			
	1	道	路橋梁費	16,498																			
	2	河	川湾	10,722																			
	3	港	湾	6,668																			
	4	砂	防費	—																			
	5	都	市計画費	1,635																			
	6	災	害復旧費	2,311																			
	7	建	築費	90																			
	8	土	木諸費	5,190																			
	5	教	育費	171																			
	10	社	会教育費	35																			
	14	教	育施設費	136																			
	6	社	会及労働施設費	7,930																			
	1	生	活保護費	82																			
	2	社	会福祉費	1,190																			
	3	兒	童保護費	3,117																			
	4	婦	人児童福祉費	2,994																			
	5	國	民健康保険費	20																			
	6	世	話費	175																			
	7	勞	政費	—																			
	8	職	業安定費	352																			
	7	保	健衛生費	359																			
	2	予	防衛生費	—																			

00508

款	項	科	目	今回追加(更正) 予算額 千円	12	1	2	3	4	8	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	医	務費	140																			
	6	藥	務費	169																			
	7	衛	生諸費	50																			
	8	産	業経済費	48,532																			
	1	農	政費	30,160																			
	2	農	産園芸費	2,770																			
	3	林	業費	4,881																			
	4	水	産業費	1,179																			
	5	蚕	業費等	452																			
	6	畜	産業費	7,586																			
	7	商	工業費	1,823																			
	8	観	光事業費	2,715																			
	9	農	地開拓事業費	2,579																			
	10	耕	地事業費	12,265																			
	9	財	産費	537																			
	1	財	産管理費	537																			
	1	財	産管理費	537																			
	10	統	計調査費	328																			
	1	統	計調査費	328																			
	1	統	計調査費	328																			

昭和38年度特別会計財政調整積立金
歳入歳出追加予算

款	項	科	目	今回追加(更正) 予算額 千円
12	1	公	債費	—
	2	元	利償還金	5,300
	3	利	子費	5,379
	3	諸	諸費	79
	2	諸	支出金	14,303
	2	徵	稅費	4,000
	3	地	方賑興費	4,126
	4	県	政企画調査費	100
	8	繰	出金	6,077
	歳出	合計		39,456
1	1	公	企業及財産収入	3,952
	1	財	産収入	3,952
	歳入	合計		3,952

款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	1	用品収入		6,730
	1	財政調整積立金		千円	3,952				
	1	財政調整積立金		千円	3,952				
	歳出合計				3,952				
		昭和38年度特別会計印刷事業費							
		歳入歳出追加更正予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	1	基金歳入歳出追加予算		6,730
	1	事業収入		千円	921				
	1	事業収入		千円	921				
	歳入合計				921				
		昭和38年度特別会計災害救助							
		基金歳入歳出追加予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	3	繰入金		861
	1	事業費		千円	921				
	1	事業費		千円	921				
	歳出合計				921				
		昭和38年度特別会計用品調達事業費							
		歳入歳出追加予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	4	国庫支出金		127
	1	用品収入		千円	6,730				
	1	災害救助費		千円	988				
	歳入合計				988				

款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	2	准看護婦養成所費		—
	1	災害救助費		千円	988				
	1	災害救助費		千円	988				
	歳出合計				988				
		昭和38年度特別会計県立中央病院事業							
		費歳出更正予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	1	准看護婦養成所費		—
	1	県立病院費		千円	—				
	1	病院費		千円	—				
	1	看護婦養成所費		千円	—				
	1	看護婦養成所費		千円	—				
	歳出合計				—				
		昭和38年度特別会計県立厚生病院事業							
		費歳出更正予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	2	准看護婦養成所費		—
	1	県立病院費		千円	—				
	1	病院費		千円	—				
	1	看護婦養成所費		千円	—				
	1	看護婦養成所費		千円	—				
	歳出合計				—				
		昭和38年度特別会計県立大山観光会館							
		事業費歳入歳出追加更正予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	3	繰入金		10,125
	1	一般会計繰入金		千円	10,125				
	1	一般会計繰入金		千円	10,125				
	歳入合計				10,125				
		昭和38年度特別会計県立大山観光会館							
		事業費歳入歳出追加更正予算							
款	項	科	目	今回追加 (更正)	予算額	1	使用材料及手数料		11,914
	1	県立大山観光会館事業費		千円	1,837				
	1	県立大山観光会館事業費		千円	1,837				
	歳入合計				1,837				

支 出		入 合 計	
款 項	科 目	款 項	科 目
3	国庫補助金		
			44,749
1	資本の支出	4	土木費
	建設改良費		18,954
		2	河川費
			10,881
		6	災害復旧費
			8,273
		8	産業復興費
			25,795
		4	水産業費
			14,328
		10	耕地事業費
			11,467
			44,749
3	地方交付税		
	地方交付税		10,882
5	分担金及負担金		
	負担金		534
7	国庫支出金		
	国庫負担金		35,133
	国庫補助金		14,326
8	寄附金		
	寄附金		18,807
			200
			200

昭和38年度鳥取県歳入歳出追加予算
(昭和38年12月23日専決)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市二五〇田(配送料共)

印刷所

印刷

者

定価 一部月極二五〇田(配送料共)